## 和歌山地方裁判所委員会議事概要

#### 第1 開催日時

平成30年6月4日(月)午後1時30分から午後3時30分まで

#### 第2 開催場所

和歌山地方裁判所大会議室

# 第3 出席者

東富美子,石川栄司,石倉誠也,今井博文,紙岡智,中村也寸志(委員長),中山誠一,仲山友章,野田修司,野田寛芳,藤川浩司

(五十音順, 敬称略)

(オブザーバー)

櫻井薫,中村圭吾,小西圭,栗山和昭,小菅和弘,蒔田豊人,廣畑克巳 (庶務)

澤江裕史, 谷口明, 武本洋

## 第4 議事

- 1 開会
- 2 新任委員紹介
- 3 前回の議事概要等

説明者(家裁総務課長)が、前回の地裁委員会テーマ「裁判員制度について」に関する議事概要の報告を行った。

- 4 テーマ「労働審判制度について」
  - (1) 廣畑主任書記官から「労働審判制度について」の説明を行った。
  - (2) 意見交換

【発言者/◎:委員長,○:1号委員(学識経験者),●:2号委員(弁護士),△:3号委員(検察官),□:4号委員(裁判官),■:事務担当者又は庶務】

◎ 先ほどの説明について、御質問や御意見があれば伺いたい。

- △ 労働審判手続から訴訟手続に移行した場合,労働審判官である裁判官が 訴訟を担当するのか,主張や証拠はそのまま引き継がれるのか,移行の仕 方についてはどうなるのか。
- □ 労働審判を担当した裁判官がそのまま訴訟を担当するかについて、法律に定めはない。和歌山地裁もそうであるが、多くの裁判所では、労働審判を担当した裁判官以外の裁判官が担当することが多いと思われる。労働審判手続において提出された主張書面や証拠は、労働審判申立書が訴状に代わるものとして引き継がれる以外は訴訟に引き継がれない。改めてゼロから出し直すことになるが、当事者は文書としては作成しているので訴訟の初めの段階ではその標題を変えて提出するという程度である。また、労働審判申立書は訴訟手続に引き継がれるが、実務では、「訴状に代わる準備書面」という訴訟に合わせた書類を改めて作成して提出し陳述することが多い。
- ◎ 労働審判制度は、司法制度改革によりできた新しい制度でうまく運用されていると言われていたが、最近余り事件数が増えていない状況である。 学校現場では、労働審判制度はどの程度知られているか。
- 授業で取り上げることもなく、ほとんど知られていないと思う。
- ◎ 一般国民には浸透しているのか。
- □ 一般とまではいえないが、労働組合に入っている方は聞いたことがある と思うし、行政の担当者や、企業の人事担当者は知っていると思う。
- 労働審判は、個々の事案に対して審判がされるというものであり、他の人たちに当てはまることは余りないと思うので、ニュースにはなりにくい。一般の方に理解していただくためには、こういう制度があるということを広報でお知らせすることになるのではないか。今、働き方改革と言われ、今後、事業者側も労働者側も働き方の意識が変わってきて関心が出始めたときに、この制度がどう使われていくのかは興味がある。

- ◎ 企業や商工会議所などでは、労働審判手続の使いやすさについてはどのようなイメージを持っているか。
- 労働審判の件数が伸びていないという話があったが、逆にかなり利用されていると思う。ここ1、2年は、どの業界も和歌山でも人手不足と言われており、仮に使用者側が想定していた人ではない人を雇用したとしても、できるだけ解雇しないと聞いている。和歌山地裁の統計では、すべて労働者側からの申立てであるということだが、解雇が少なくなっている割に減っていないと思った。
- 企業としては、非正規の労働者が増えており、働き方改革や、同一労働 同一賃金などを意識していかなければならず、生産性を上げることを基本 としながら、労働トラブルにならないような仕組みを作っていく必要があ ると考えている。
- 労働審判では、話合いにより金銭を支払って解決になることが多いと思うが、例えば、50万円を支払うという調停案を受け入れられないということになると、審判としての解決案が示されるということか。
- □ 審判は、受け入れるか異議を出すかの二つに一つとなるが、調停案は、 当事者の意向等を踏まえて調整をしていくという感じである。
- 調停が不成立なら審判に移行するという段階を経るものではないのか。
- □ 調停による解決ができなかった場合、審判がされ、審判に対し異議を出すか消極的に同意する場合も含めて受け入れるかということになる。
- そうすると、例えば、和解金を支払って解決した方がいいという判断になるとしても、当事者としては50万円が妥当なのかという判断基準がないので、審判による金額で解決をし、使用者側としても判断基準を示してもらうという解決方法も増えるのではないかと思う。
- □ 審判の理由については、個別具体的な事由を記載するのではなく、調停 案を踏まえた定型文言とされることが多い。審判となると物別れとなり訴

訟をするという雰囲気になるため、異議が出されることが多い。他方で、調停案は、調整をする中で理由が示されることが多く、相手の同意を取り付ける解決であるという意味で、100パーセントの納得ができない点があっても、早期に解決を目指すのであれば調停による解決を選択する方がよいと思う。当事者が調停案にどうしても納得がいかないときに、これから裁判をすることも辞さないという感じで審判がされる。申立人の側としても、ある程度譲歩してでも早期に解決したいから労働審判という手続を選択しているので、そこを利用しない手はない。これが訴訟になると、いろんな証人を呼ぶなど徹底的に争うことになるので、後で、あの時調停をしておけば良かったと思う当事者も多いと聞く。

- 従来から民事調停制度があるのに労働審判制度を設けた意味は何か。
- □ 民事調停は、当事者の感情的な対立が大きく、期日を何回重ねてでも話を調停委員にじっくり聞いてもらいたい場合に向いている。労働審判は、超特急訴訟のような面があり、双方が主張書面や証拠を一気に出して早期に解決するということになる。また、明らかに不当解雇で、訴訟をすれば勝訴するような事案だが、すでに別のところで働いており、元の職場を訴えている人だと思われたくないため、公開の法廷で争われる訴訟ではなく労働審判を選択したということもあった。申立人が労働審判制度を選択したということは、ある程度譲歩してでも早期に解決するつもりがあるので、一般論としては、その機会を逃さない方がよいと思う。だから、全国では調停成立や取下げにより8割程度訴訟に至らずに解決をしている。労働訴訟は、一般的には長期化し難しい訴訟類型だと言われているため、早期に解決するというのはメリットであり、手続のすみ分けがされるということになる。
- ◎ 労働審判の期日では、実質的に1回の期日で話をまとめるべく当事者と やり取りをしており、使用者側、労働者側とも労働審判員のレベルが高い

というのも特徴である。

- □ 訴訟では、審理を重ねていくということもあり、裁判官が心証を余り早 い段階で開示しない傾向にあるが、労働審判では時間が限られているため、 評議の上、早い段階で心証を開示することが多い。
- ◎ 弁護士委員で、労働審判制度を利用したことがあるか。
- 統計を見ても、和歌山地裁で年間10件程度というのは少ないという印象がある。何年か前に使用者側として労働審判に関わったことがあるが、40日後に第1回期日が、その1週間前に書面の提出期限が定められており、訴訟であれば半年くらいかけて準備するものを短い期間で準備しないといけないので、弁護士としては大変だったという印象がある。労働関係の紛争は、裁判手続以外にも解決手続があるので、労働組合に加入している人であれば地方労働委員会のあっせんや調停も多いし、労働局のあっせんもされており、これらの大部分は弁護士を付けずにされている。一方、裁判所の労働審判は8割以上が弁護士を付けるので、労働者にとってはハードルが高いという印象がある。また、弁護士としても大変なので、労働審判を選択することに躊躇するところもある。
- ◎ 和歌山では、人口比から考えても件数が少ないため、広報をしなければいけないという意見もあるが、この点についてはどうか。
- 審理期間の関係で、和歌山は地理的な問題により期日調整が難しいということがあると思うが、期日調整をうまくするためにテレビ会議システムを利用されているケースはあるのか。
- ◎ 全国的にテレビ会議システムを活用しようという動きはあるが、和歌山では活用されていないと思う。和歌山地裁で労働審判を扱っているのは本庁のみだが、新宮市や田辺市の当事者の事件でテレビ会議システムを利用することはあり得る。
- 和歌山地裁において、審理期間が長い傾向にあるというのは、何か理由

があるのか。

- □ 労働審判の相手方の弁護士としては、他の事件を差し置いて専従で対応しないといけないので大変だという声をよく聞く。対応ができないと1回目の期日が無駄になるので、やむを得ず期日を変更するが、40日程度延ばしてほしいと言われることもある。短期間で対応してもらえる弁護士は少ない。分科が進んで専門で対応する弁護士がいると対応が早いが、和歌山のような地方ではジェネラリストの弁護士が多く、対応が難しいというのもあると思う。
- 労働審判制度が、両当事者が譲歩してでも早期の解決をするためにできたのであれば、短期間でとりあえず存在している書類を提出するという形ではいけないのか。
- □ 話がまとまればそれでもよいが、まとまらなかった場合には訴訟となるので、前に出していた証拠を出さなかったとか、新たに証拠が見つかった場合に説得力が弱くなることになる。そのため、相手方としては真剣に対応する必要があるし、申し立てる側としても、訴訟となって一度判断されると既判力が発生してやり直しができないので、気軽に労働審判を申し立てるという訳にはいかない。民事調停は、専門家を交えて話を聞いてもらえるが、調停不成立でも必ず訴訟に移行するわけではないので、手続のすみ分けがされている。
- セクハラやパワハラを理由としたものはあるのか。
- □ セクハラをされたというものも結構多い。よくある反論は、嫌がっていなかった、親身に相談に乗っていただけというものである。また、解雇されてから実はセクハラをされていたと主張し、相手方は、解雇された腹いせに主張しているのではないかと反論し、事実はどうだったのかが争点になるものもある。
- そのような事例で金銭を支払うという調停をすることもあるのか。

- □ 和解金や解決金という名目の金銭を支払うという調停をすることの方がが多い。ひどいセクハラがあり、上司や経営者が相談を受けても何も対応せず放置したとか、精神疾患になったとか、事件の内容によって金額は変わるし、セクハラがあったか微妙なものであれば、少ない金額で解決するものもある。例としては少ないが、金銭解決をせずに、職場で嫌な思いをすることのないよう配慮することを約束するという合意をして終わることもある。
- 労働トラブルを抱えている方が、先に弁護士に相談して労働審判を行う より、行政機関の労働相談から労働審判につながるケースの方が多いのか。
- □ 労働審判は、超特急訴訟というようなところがあり、法的な主張をしたり証拠もそろえたりしないといけないし、手続においてされる様々な法的なやりとりを理解するのは専門家でないと難しい手続である。申立てまでの経緯としては、行政や弁護士会の相談の中で弁護士を紹介してもらって労働審判を申し立てるという流れになると思われる。
- ◎ 裁判所の窓口の手続教示の状況はどうか。
- 本人で窓口に来られる方も一定程度いるが、基本的に、本人で手続を行 うのは難しいという説明をしている。事前準備にかなりの労力をかける必 要があるし、一度手続を始めると短期間で方向性を決めないといけないの で、法律相談に行くよう勧めている。
- □ 労働関係の民事調停では、弁護士の調停委員が選任されることが多いため、訴訟を自分でやるのは大変で費用もかけたくないという方は、民事調停を利用するという方法もある。労働審判は、良くも悪くも訴訟が後に控えているというのが特徴である。
- ◎ 裁判所の窓口に来られる方は、労働基準監督署で手続を聞いてくる方が 多いと思われる。申立て前の事前の交渉等を行うことについてはどうか。
- □ 事前の交渉をして、解雇理由を確認するなどのやりとりをして、ある程

度譲歩するので速やかに解決をしたいという場合にふさわしい手続である。

- 裁判所ではそういう相談は受け付けないのか。
- □ 裁判所は中立的な立場であり、どういう手続を選択すればいいかは言えないので、弁護士会などへの相談を促すこともある。行政としても、裁判所で解決するしかないという場合に専門家へのアクセスを紹介していると思われる。
- ◎ 裁判所へ来る方が事前に労働局などへ相談していることが多いということがが、関係機関との連携についての課題として裁判所ではどのようなことを考えているか。
- 連携の現状として、和歌山労働局、労働基準監督署、商工会議所、地方 自治体にリーフレットの配布を依頼しているのに加え、年に一度和歌山労 働局が主催する個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会に参加し、労働 審判制度の概略や現状を説明している。労働局などと裁判所の連携につい て、窓口で聞く限りでは、相談、助言、指導、あっせんを経た方が多いが、 労働局などの方でどのような考えでどのような方について裁判所の手続を 案内しているのかが分からないので、一度実情を伺い、相互の連携や手続 の接続を明確にして問題点がないかを検討したいと考えている。
- 5 次回委員会の意見交換テーマ 簡易裁判所における手続案内
- 6 次回委員会の開催日時平成30年11月30日(金)午後1時30分
- 7 閉会